

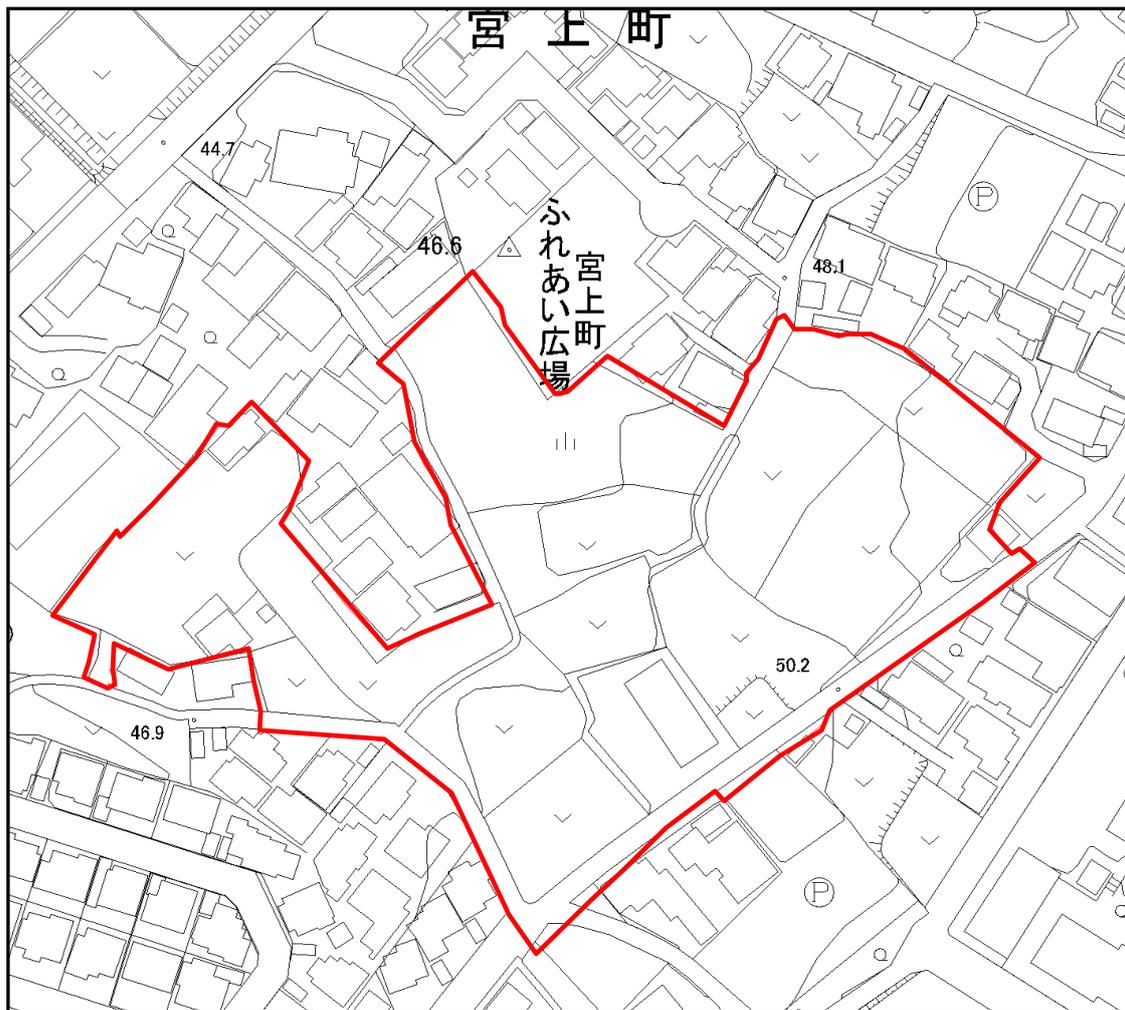
# 地区計画のルール

みやがみ

# 宮上地区計画

【平成24年3月23日告示】

名称	宮上地区計画
位置	豊田市宮上町2丁目の一部
面積	約1.4ha



宮上地区計画の区域



## 宮上地区まちづくりの目標

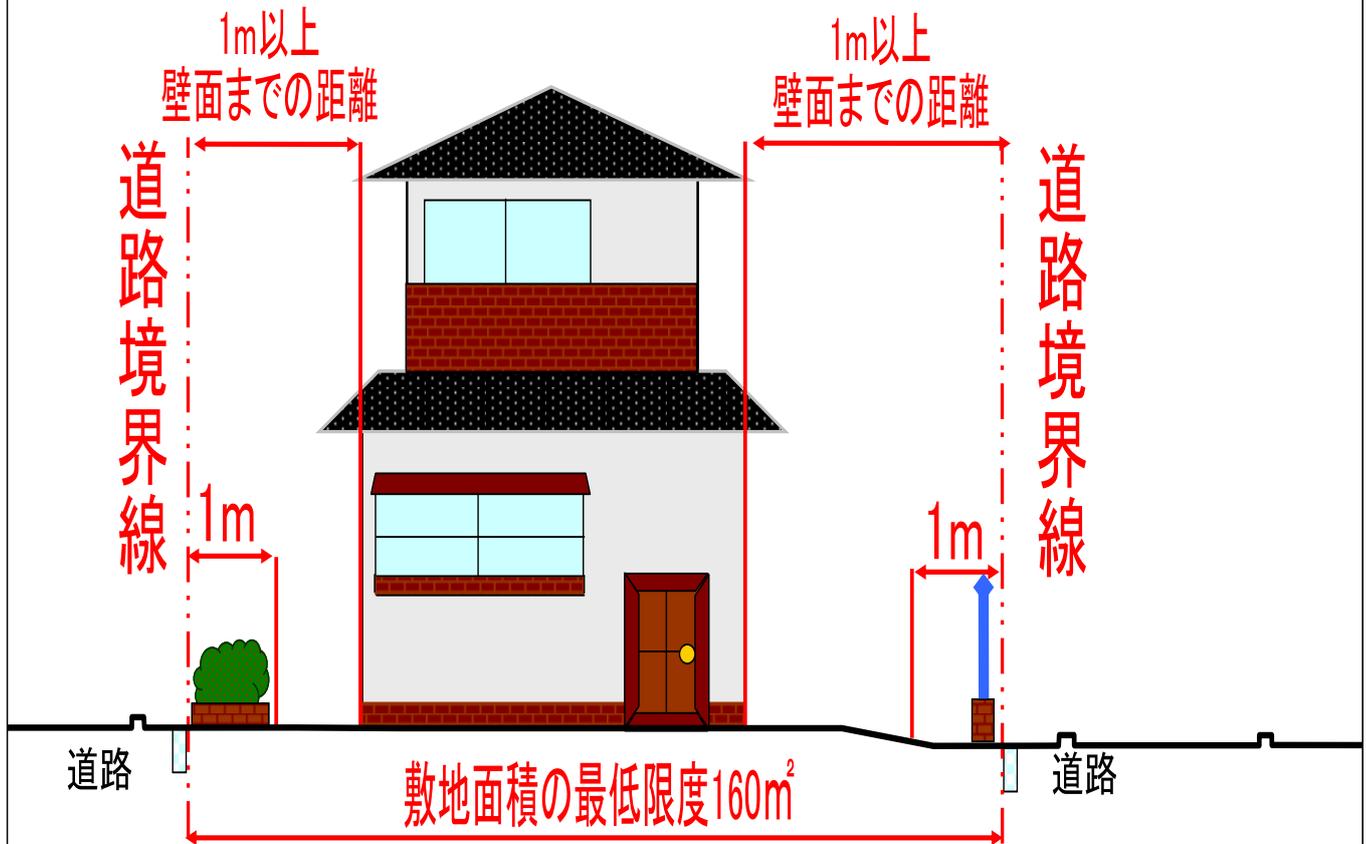
土地区画整理事業の維持増進を図ると共に、秩序ある市街化を計画的に誘導することにより、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。

### 《宮上地区計画における建物に関するルール》

宮上地区では、以下の内容が建物について定められています。

- ① 敷地面積の最低限度
- ② 壁面の位置の制限
- ③ 形態又は色彩、意匠の制限
- ④ 垣又はさくの構造の制限

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、健全な住宅地にふさわしいものとしましょう。



敷地面積は、160<sup>m</sup>2以上とします。

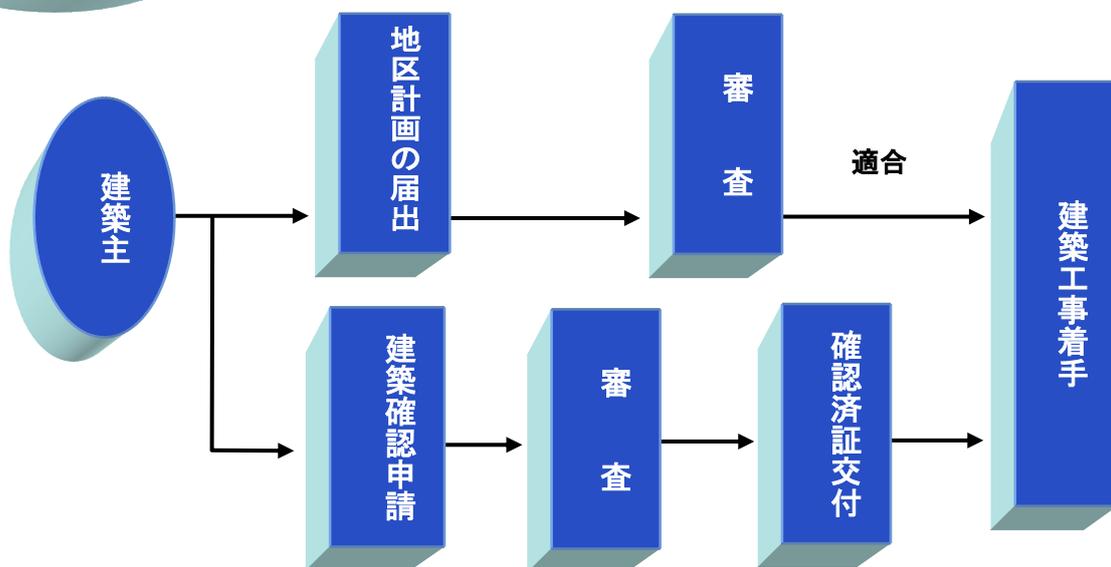
道路に接する敷地境界線から1m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

## 宮上地区計画のルール

都市計画で定める事項	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	100%
	高さ制限	10m
地区計画で定める建築物等の制限に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁面等」という。）の面から道路境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は1m以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物置、車庫で軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</li> <li>2 建築物の付属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</li> <li>3 建築物の外壁面等から道路の平面交差等により生じる隅切部に係る道路境界線までの距離（当該後退距離が50cm以上のものに限る。）</li> </ol>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。</li> </ol>

## 届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



### お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620